

質問回答書

契約番号

件名：障害福祉施設等物価高騰対策支援金に係る審査業務委託

質問	回答
1 履行場所に受託業者作業場所、健康福祉局障害施策推進課とあるが、納品以外で健康福祉局障害施策推進課での作業はあるのか。	健康福祉局障害施策推進課での作業は、ありません。 納品先として、記載されています。
2 6(1) 申請書類等の収受については、電子メールを基本とするとあるが、メールアドレスのドメインについては、受託者のもので問題ないのか。	メールアドレスに関して、本市からの指定は、ありません。 ただし、この業務用に専用アドレスを設定してください。
3 6(3) 不備書類の督促について必要な電話やFAXについては、受託者負担で相違ないか。また、番号に指定はない認識で相違ないか。	不備の督促に必要な設備等は、受託者で準備し対応してください。 番号等の指定は、ありません。
4 6(5)書類の整理・保管について 基本的に様式1、様式5及び障害福祉サービス等支払決定額通知書は、データで送られてくると思うのですが、郵送で收受したもの以外は、こちらで印刷した後、ファイリングが必要ということでしょうか。	電子メールで受け付けた申請書類は、受託者が印刷し、郵送分も含め申請データの入力順にファイリングし、納品していただきます。
5 仕様書【参考】 様式1、様式5、障害福祉サービス等支払決定通知書は、それぞれ何枚綴りでどうか。	全て1枚の資料になります。 障害福祉サービス等支払決定通知書は、該当月発行のものを1枚提出するよう案内していますが、複数枚送付してくる事業所もあります。